

令和2年5月26日

児童手当（本則給付）受給者 様

守口市こども部子育て支援政策課

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の給付についてのお知らせ

このたび、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」こととされました。

それを受けて、守口市でも、支給対象者の皆様に本給付金の支給を開始します。

本給付金の支給を受ける方は、特に申請等の手続きは必要ありません。

令和2年6月12日から順次本給付金の支給の手続きに入らせていただきます。支給については、児童手当で指定している口座に振り込ませていただきます。

なお、**本給付金の受給を辞退する方**は、守口市ホームページに掲載しています「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を「守口市子育て世帯への臨時特別給付金担当」宛てにご郵送ください。その場合、本給付金については、支給されません。

（届出期限：令和2年6月2日）

守口市子育て世帯への臨時特別給付金

専用ダイヤル

連絡先 06-6992-1228

